

東京都公立大学法人物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

17首都大総会第14号

制定 平成17年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、東京都公立大学法人契約事務規程（平成17年度法人規程第26号）第28条の規定に基づき、物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計・測量・地質調査の委託並びに船舶の製造及び修繕の請負を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

（2東公法総会第511号・一部改正）

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経理責任者等 理事長及び経理責任者をいう。
- (2) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、東京都知事が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者に準ずる。
- (3) 等級 当該年度の競争入札参加者の資格に関する東京都の公示に規定するものに準ずる。
- (4) 組合 当該年度の競争入札参加者の資格に関する東京都の公示に規定するものに準ずる。
- (5) 発注契約 発注しようとする契約をいう。
- (6) 当該等級 発注契約の種類及び予定価格に対応する等級をいう。

（25公大首総会第392号・2東公法総会第511号・一部改正）

(指名の判断事項)

第3条 経理責任者等は、競争入札参加有資格者につき、次に掲げる事項を調査の上、第4条により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 官公庁における契約実績
- (4) 過去の履行成績
- (5) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) その他発注契約に対する履行能力

(2東公法総会第511号・一部改正)

(指名の方法)

第4条 経理責任者等は、発注契約の指名に当たっては、当該等級に属する者のうちから指名する。

2 前項の定めにかかわらず、当該等級に属する者が少ない場合、発注契約の予定価格が当該等級に対応する区分の上限又は下限に近い場合等、特に必要がある場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

3 前2項の定めにかかわらず、次に掲げる場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えて当該等級の上位及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合は、直近下位の等級に属する者を指名することができない。

(1) 発注契約の目的又は性質により、その履行について高度の技術若しくは設備を必要とするとき又は相当広範囲にわたる配送機関を必要とするとき。

(2) 急を要するため、十分な履行期間がとれないとき。

(3) 当該等級に属する者がいないとき又は指名しようとする者の総数の2分の1に満たないとき。

(4) 入札に参加を希望する者を指名するとき。

4 前3項の定めにかかわらず、次に掲げる場合は、当該等級の下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

(1) 過去1年間において東京都公立大学法人を相手方とする発注契約と同種かつ同程度の規模の契約を良好な成績で履行し、発注契約に対する履行能力が十分であると認められるとき。

(2) 発注契約の性質又は目的により、履行可能な者が当該等級の下位の等級に属していることが明らかで、かつ、特に必要があると認めるとき。

(2東公法総会第511号・一部改正)

(優先指名)

第5条 第4条により指名する場合、次に掲げる者は、他の者に優先して指名することができる。

(1) 東京都が障害者多数雇用企業者と認めた者

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する者

(25公大首総会第392号・2東公法総会第511号・一部改正)

(指名の制限)

第6条 経理責任者等は、次のいずれかに該当する者を指名することができない。

(1) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日17財経総第1543号財務局長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中であ

る者

- (2) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日61財経庶第922号財務局長決定)第5条第1項の規定による排除措置期間中である者
- (3) 経営状況が著しく不健全である者
- (4) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (5) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (6) 発注契約と同種の契約を東京都公立大学法人を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (7) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (8) 事前に公表する条件を満たさない者
- (9) 前各号のほか、第3条各号に掲げる事項について調査した結果、指名することが不相当と認められる者

(25公大首総会第392号・2東公法総会第511号・一部改正)

(指名業者数)

第7条 経理責任者等は、この基準による指名が可能な者を5者以上指名するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 契約の性質又は目的により指名すべき者が5者に満たないとき又は予定価格等から5者以上指名する必要がないと認めたとき。
- (2) 島しょにおいて行われる契約であるとき。

(2東公法総会第511号・一部改正)

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日25公大首総会第392号)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日31公大首総会第447号)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日2東公法総会第511号)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。